

龍ヶ崎市コンプライアンス推進委員会設置規程を改正 行政監察監を委員長とし、不祥事防止策等の推進体制を強化します

職員のコンプライアンス推進の取り組みや、不適切な事務処理の再発防止策などを検討する、「龍ヶ崎市コンプライアンス推進委員会設置規程(令和3年5月1日施行)」を令和3年8月11日付で改正しました。主な改正内容は、当該委員会の委員長を総務部長から行政監察監に変更し、推進体制を強化することを目的としています。

今後、官製談合再発防止対策検討委員会の審議等も踏まえながら、庁内においても、先般の官製談合防止法違反事件に対して、市役所が全庁一丸となって、自ら考え、改善方策を構築し、毎年度確実に実行するための手法を検討して参ります。

■龍ヶ崎市コンプライアンス推進委員会設置規程の概要

設置の目的	職員の職務に係る法令遵守及び倫理的行動の保持(コンプライアンス)の推進を図ること。
所掌事務	(1) 職員のコンプライアンス推進に係る取組の実施に関すること。 (2) 不適切な事務処理等の事案の調査及びその再発防止策に関すること。 (3) その他コンプライアンス推進のために委員会が必要と認める事項
組 織	委員長 行政監察監 副委員長 人事課長 委員 各部等の副部長, 法制総務課長, 契約検査課長, 会計課長 その他 アドバイザー(委員会が必要と認めるとき)

■「第2回 龍ヶ崎市コンプライアンス推進委員会」を令和3年8月12日(木)に開催

龍ヶ崎市役所本庁舎5階全員協議会室で午前10時から開催します。議事内容の関係上、会議は非公開とさせていただきますが、議事に入る前の、委員長挨拶及び委員会規程の改正理由の説明につきましては取材可能ですのでご案内します。

担当課	龍ヶ崎市 総務部 人事課 担当者:藤平(ふじひら) 連絡先:0297-64-1111(内線341)
-----	---